

大槌町原油価格・物価高騰対策補助金 募集要項

(目的)

1. 大槌商工会は、大槌町の委託を受け新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少及び物価・エネルギー高騰による費用増加に直面している町内の商工事業者に対し、費用増加を緩和し継続的な事業を行えるよう、岩手県が実施した「物価高騰対策支援金（原材料等支援金）」に上乗せして、予算の範囲内で補助金を交付する。

(対象者)

2. 交付対象者は次の全てに該当する事業者とする。
 - (1) 令和4年度岩手県実施の「物価高騰対策支援金（原材料等支援金）」の交付決定事業者
 - (2) 大槌町内に本店登記を行っている法人、または町内を納税地としている個人事業主
 - (3) 大槌町暴力団排除条例(平成27年大槌町条例第38号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(申請)

3. 提出書類

- (1) 大槌町原油価格・物価高騰対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 大槌町原油価格・物価高騰対策補助金交付申請額計算書（様式第2号）
- (3) 岩手県の「物価高騰対策支援金（原材料等支援金）」交付決定通知書の写し
- (4) 上記県支援金申請書類の写しまたは物価上昇額とその内訳が分かる書類
- (5) 補助金の振込先の口座情報が分かる書類（通帳の写し等）

4. 申請方法

- (1) 申請様式の入手：大槌商工会窓口または大槌商工会ホームページ
- (2) 提出方法：大槌商工会に郵送または直接提出

5. 申請期限：令和5年1月31日（火）まで

(補助金の交付決定等)

6. 大槌商工会長（以下会長という）は、申請に係る書類を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めるときは、町の確認を経た上で交付決定をするものとする。
 - 2 会長は、前項の交付決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。
 - (1) 交付決定後に交付要件を満たしていない事由が発生した場合には、決定

を取り消し、補助金入金後であれば当該補助金を即時返金することを命ずる。

(2) 申請者は、申請書類の控を作成し、申請から5年間保管しておかなければならない。

(補助金)

7. 補助金額は以下のとおりとする。

(1) 1者あたり2千円から最大50万円

(2) 補助金の計算方法

県の「物価高騰対策支援金（原材料等支援金）」で算出した物価上昇額に対し、補助率35%になるよう県支給額に上乗せして補助金を交付する。

$$\textcircled{1} (\text{物価上昇額} \times 35\%) - \textcircled{2} \text{県支給額} = \textcircled{3} \text{町補助額}$$

* ①は千円未満切捨て

8. 事務局

大槌商工会 お問合せ・窓口対応時間 9:00~17:00

大槌町新町 38-1 TEL: 42-2536 FAX: 42-3424

HP: <https://www.shokokai.com/otsuchi/> 「商工会からのお知らせ」欄